

新型コロナウイルス感染症の影響により海外に滞在している学生に対する休学期間及び授業料徴収等の特別措置（2021年度前学期・後学期分）の実施内容と注意点など

新型コロナウイルス感染症の影響により、現在も海外に滞在し渡日又は帰日が困難な学生に対し、休学に係る下記の特別措置(以下、「本措置」と記す。)を実施します。以下に記載する措置の内容、申請期日や注意点などに留意のうえ、本措置を必要とする学生は漏れなく申請するようにしてください。

【1. 対象者】

下記の何れかの状況にある学生（正規生のみ）

- (1) 2020年10月以降に入学（予定を含む）したが、渡日が困難となり、その期間が長期化することが見込まれる外国人留学生
- (2) 海外留学や母国への一時帰国等により帰日が困難となり、その期間が長期化することが見込まれる学生

【2. 特別措置】

● 2021年度前学期（2021年4月1日～2021年9月30日）の休学を申請する場合

- ・ 2021年9月15日までに申請を行えば、学期開始日（2021年4月1日）に遡って休学することができます。
- ・ 本措置による休学期間は、学期終了日（2021年9月30日）までの半年間とします。
- ・ 本措置による休学期間は、学則に定める休学期間の通算（2年間）には含めません。
- ・ 休学が認められた場合の2021年度前学期の授業料については、以下のとおりとします。
納付済みである場合：全額を返還します。
徴収猶予である場合：全額を不徴収とします。

● 2021年度後学期（2021年10月1日～2022年3月31日）の休学を申請する場合

- ・ 2021年12月28日までに申請を行えば、学期開始日（2021年10月1日）に遡って休学することができます。
- ・ 本措置による休学期間は、学期終了日（2022年3月31日）までの半年間とします。
- ・ 本措置によって前学期を休学し、継続して上記(1)もしくは(2)の状況にある学生についても、本措置による後学期の休学を申請することができます。
- ・ 本措置による休学期間は、学則に定める休学期間の通算（2年間）には含めません。
- ・ 本措置による休学を申請する場合、2021年度後学期の授業料の取扱いを以下とします。
① 上記(1)もしくは(2)に該当し、本措置の適用を受ける可能性のある学生は、以下の期日までに必ず「授業料徴収猶予願」を提出してください。

在籍・在学している者：2021年9月30日

2021年10月入学者：2021年10月15日

授業料徴収猶予願を提出した学生が本措置によって後学期を休学した場合は、授業料を不徴収とします。休学を申請しなかった場合には、2022年3月15日までに当該学期の授業料を納付することとします。

【重要】授業料徴収猶予願を提出せずに本措置によって後学期を休学した場合には、原則として、納付された授業料は返還されませんので、注意してください。

- ② 上記(1)もしくは(2)に該当する学生は、後学期に在学することを前提として授業料免除を申請することができますが、本措置による後学期の休学を申請した場合には、授業料免除申請を取り下げることとします。

【3. 注意事項】

- 本措置による休学期間に授業科目（研究指導科目を含む）を履修することはできません。また、本措置によって2021年4月1日に遡って前学期を休学した場合には、2021年度前学期分の単位は修得できません。通年開講の授業科目を履修中の学生は、本措置の適用により当該科目の単位を修得できない場合がありますので、注意してください。
- 本措置によって学期開始日に遡って休学すると、当該学期に在学していることを前提として措置されている事項（例えば、在学を前提として給付される奨学金の受領、在学を前提として発行された証明書類の使用など）に問題が生じる可能性があります。申請にあたってそのような懸念がある場合には、必ず本部学務課に相談してください。
- すでに渡日・帰日している学生は、本措置による休学を申請できません。
- 本措置による休学が認められた者について、上記(1)、(2)の状況が解消された場合には、できるかぎり速やかに渡日・帰日し、復学することとします。復学後は、月割授業料の額に復学の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じた額を納付することとします。
- 本措置は、2021年度前学期及び後学期に適用される特別措置ですが、2022年度以降も上記(1)もしくは(2)の状況が継続することが見込まれる場合は、改めて対応措置を検討します。